資料提供

令和6年4月28日(日)

照会先:保健医療部生活衛生課食の安全対策室

担当者:室長補佐 澁澤 弥生 連絡先:090 - 3311 - 1520

営業禁止処分の解除について

令和6年4月25日(木)に資料提供しました下記の食中毒事件について、当該施設における食品衛生上の危害の除去及び再発防止対策が講じられたため、<u>潮来保健所長は、本日をもって営業禁止処分を解除いたしました。</u>

施	設名	太平ら一めん
施設所在地		神栖市筒井1422 - 185
営業者等氏名		株式会社 FWG 代表取締役 後藤 隆皓
業	種	飲食店営業
病 因 物 質		ウェルシュ菌
原因食品		4月17日(水)の夕食に提供された食事(からあげ、ナポリタン、マカロニサラダ、白ご飯、エビフライ、クラムチャウダー、ぶどう、アイスクリーム)
患者数(摂食者数)		7名(11名)
行政処分等を行った理由		食中毒の発生
適用条項		食品衛生法第6条第3号違反
行政処分等内容		食品衛生法に基づく営業の禁止処分
措置日	処 分	令和6年4月25日(木)
	処分解除	令和6年4月28日(日)